

令和6年4月15日  
総務部総務人事課

## 職員の懲戒処分等の公表について

本市職員に対し、地方公務員法第29条に基づく懲戒処分等を行ったので公表します。

### 1 処分等の内容

- (1) 職員の所属 総務部
- (2) 職名 主事
- (3) 年齢 20代
- (4) 性別 男
- (5) 処分年月日 令和6年4月11日 同日付 依願退職
- (6) 処分内容 停職4月間
- (7) 処分手案の概要

当該職員は、令和4年度に療育手帳の判定業務において、障がい者1名の障害程度の再判定依頼を判定機関に送付することを怠り、判定機関からの判定結果がないにもかかわらず、判定結果を偽造し対象者に送付した。

また令和5年度の支払業務において、委託料等56件、12,826,139円の支払等を滞らせ、延滞金を発生させた。

### 2 管理監督責任

- (1) 処分内容  
管理職 訓告1名、文書厳重注意2名  
一般職 文書厳重注意 2名
- (2) 処分手由

不適正な事務処理による本事案の発生を防止するための指導監督等が十分でなかったため。

### 3 市長コメント

この度の、公文書偽造及び支払を滞らせた事案につきまして、関係者並びに関係機関の皆様にご迷惑をおかけいたしましたこと、心よりお詫び申し上げます。また、市政への信頼を著しく損ねましたこと、市民の皆様にご深くお詫びを申し上げます。

今後、二度とこのような事態が起こらないように、しっかりと組織体制の引き締めを進め、市民の皆様からの信頼回復に努めてまいります。

令和6年4月15日 塩竈市長 佐藤 光樹